

道路運送車両法施行規則及び独立行政法人交通安全環境研究所に関する省令の一部を改正する省令（平成十八年国土交通省令第六十六号）新旧対照
 条文（抜粋）
 ○道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十五条の三 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>二十七 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が七トン以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量</p> <p>2・3（略）</p> <p>（構造等に関する事項）</p> <p>第四十三条の二 法第七十一条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 十五（略）</p> <p>十六 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が七トン以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量</p> <p>（自動車分解整備事業者の遵守事項）</p> <p>第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第三十五条の三 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（構造等に関する事項）</p> <p>第四十三条の二 法第七十一条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 十五（略）</p> <p>（自動車分解整備事業者の遵守事項）</p> <p>第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 七（略）</p> <p>2・3（略）</p>

別表第五（第五十七条関係）

対象とする装置の種類 対象機械等		原 動 機	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
点 検 計 器 及 び 点 検 装 置	(1) ~ (5) (略)		(略)	1 普通自動車分解整備事 業で対象とする自動車 がカタピラを有する大型特 殊自動車であるものに あつては、 <u>第10号から第 13号までに掲げるもの</u> を除く。
	(6) ~ (17) (略)			

別表第五（第五十七条関係）

対象とする装置の種類 対象機械等		原 動 機	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
点 検 計 器 及 び 点 検 装 置	(1) ~ (5) (略)	○	(略)	1 普通自動車分解整備事 業で対象とする自動車 がカタピラを有する大型特 殊自動車であるものに あつては、 <u>第11号から第 14号まで、第17号及 び第18号に掲げるもの</u> を、カタピラを有しない 大型特殊自動車であるも のにあつては、 <u>第17号 及び第18号に掲げるも のを除く。</u>
	(6) ドエル・テスト (7) ~ (18) (略)			

				のにあつては、 <u>第10号</u> <u>から第12号まで並びに</u> <u>第14号及び第15号に</u> 掲げるものを除く。 3 (略)					のにあつては、 <u>第11号</u> <u>から第13号まで及び第</u> <u>15号から第18号まで</u> に掲げるものを除く。 3 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					備考 (略)				